

農林委員會議録 第二十五号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 松浦 東介君
- 理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
- 理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
- 理事 井上 良二君

出席政府委員

- 宇野秀次郎君 小笠原八十美君
- 越智 茂君 川西 清君
- 坂田 英一君 坂本 實君
- 千賀 康治君 幡谷仙次郎君
- 原田 雪松君 吉川 久衛君
- 竹村奈良一君

出席國務大臣

- 農林大臣 廣川 弘禎君

出席政府委員

- 農林政務次官 野原 正勝君
- 農林事務官 (農政局長) 小倉 武一君
- 食糧庁長官 東畑 四郎君
- 委員外の出席者
 - 専門員 難波 理平君
 - 専門員 岩隈 博君
 - 専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第二三三號)
米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(松浦東介君外二十三名提出、衆法第二五五號)
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八號)
農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三三號)

第一類第九号

農林委員會會議録第二十五号 昭和二十七年四月十八日

農業共済基金法案(内閣提出第一五五號)
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九號)

○松浦委員長 これより農林委員會を開会いたします。
まず米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨について提出者の説明を求めます。坂田英一君。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案
米穀の政府買入価格の特例に関する法律案

第一條 政府は、食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)第三條第二項の規定による米穀の買入の価格(以下「買入価格」という。)が定められるまでに同條第一項の規定により米穀を買入れる場合には、買入価格の決定までの仮の価格(以下「仮価格」という。)でその支拂を行ふものとする。

第二條 政府は、前條の規定により仮価格で支拂を行つた買入に係る米穀については、買入価格が当該仮価格をこえるときは、政令の定めるところにより、その差額につき仮価格による支拂の時から当該差額支拂の時までの期間に於て、大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率により算出した金額を、当該差額とともに支拂うものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○坂田(英)委員 たいだいま議題と相なりました松浦東介外二十三名提出米穀の政府買入価格の特例に関する法律案に關しまして、提案の理由を御説明いたします。

米穀の政府買入価格には、食糧管理法第三條第二項の規定に基づき、政令の定めるところにより、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して定めることと相なつておりますことは御承知の通りであります。

しかしながら、この規定に基づく政府の買入れ価格は、諸般の事情により、通常供出の始まる時期から相当遅れて決定される実情にありまゝるので、その価格の決定あるまでの間における供出分に対しましては、一応政府の定めました仮の額を、食糧特別会計から農業協同組合等を通じて供出者に支拂い、しかして後に買入れ価格が正式に決定いたされまゝると、この決定された価格が仮の支拂額より高い場合においては、その差額は供出の当時にさかのぼつて供出者に追加拂いされる仕組みに相なつておりますが、この追加支拂額に對しましては、特別に利息に相当する額を加算して支拂う等の措置は、何らとられていないわけでありまして、ここにおいて今日までのこのようにな行政上の欠陥を是正し、適正な基準に従ひ、この点に關する救済を行う必要を認めましたので、政府は、買入れ

価格と仮の価格との差額に對し、一般利息相当額を加算して支拂うべきことを法律上明らかにし、農家経済の收支の改善に資する目的をもちまして、ここに本法律案を提出した次第であります。

なお、この法律の適用を受ける米穀は、二十七年産米よりといたしております。

慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○松浦委員長 次に食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨について政府の説明を求めます。廣川農林大臣。

食糧管理法の一部を改正する法律案
食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)の一部を次のように改正する。

第二條中「甘藷、馬鈴薯、雜穀」を削る。

第三條第一項中「大麦、稗麥、小麦又は雜穀(以下米麦等ト總稱ス)」を削り、「其ノ生産シタル米麦等」を「其ノ生産シタル米穀」に改める。

第三條ノ二を削る。

第四條第一項中「米麦等、甘藷又は馬鈴薯ヲ食糧配給公団」を「米穀ヲ第八條ノ二第二項ノ販賣業者」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第四條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ麦(大麦、稗麥又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ヲ其ノ生産者又ハ其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者ノ売渡ノ申込ニ応ジテ買入ルルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ農業パリティ指數(物及役務ニ付農業者ノ支拂フ價格等ノ綜合指數ヲ謂フ)ニ基キ算出セラルル價格ヲ基準トシ麥ノ生産事情及米價其ノ他ノ經濟事情ヲ参酌シテ之ヲ定ム

政府ハ前項ノ買入ノ價格ヲ決定シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條ノ三 政府ハ其ノ買入レタル麥(麥ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ヲ含ム)ヲ入札ノ方法ニ依ル一般競争契約ニ依リ売渡スモノトス但シ農林大臣必要アリト認ムルトキハ指名競争契約又ハ隨意契約ニ依リ売渡スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ売渡ヲ為ス場合ニ於ケル予定價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ標準價格ヲ基準トシテ之ヲ定ム

第四條第二項ノ規定ハ前項ノ標準價格ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス

政府ハ標準價格ヲ決定シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル麦及麦製品ニ付之ヲ告示ス

前四項ニ定ムルモノノ外第一項ノ売渡ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條第一項中「米麦等、甘藷及馬鈴薯」を「米穀及麦」に改める。

第八條ノ二第一項中「主要食糧」を「米穀及之ヲ加工シ若ハ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ（以下米穀類ト称ス）」に改め、同條第二項中「主要食糧」を「米穀類」に改め、「食糧配給公団」を削る。

第八條ノ三第一項中「主要食糧」を「米穀類」に改める。

第八條ノ四第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同條第二項中「食糧配給公団又ハ」を削り、「主要食糧」を「米穀類」に改め、同項を第三項とし、同條第一項中「食糧配給公団又ハ」を削り、「第八條ノ二第一項」を「第八條ノ二第二項」に「記入シ販賣業者又ハ消費者ニ対シ主要食糧ヲ売渡スベシ」を「記入スルニ非ザレバ米穀類ヲ売渡スコトヲ得ズ」に改め、同項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

販賣業者ハ他ノ販賣業者又ハ消費者ガ前條ノ購入券ヲ呈示シ米穀類ノ買受ヲ申込みタルトキハ其ノ者ニ対シ米穀類ヲ売渡スベシ
第八條ノ六中「前四條」を「前三條」に改める。

第十一條第一項及び第二項中「大麥、稗麥又ハ小麦」を「又ハ麥」に、同條第四項中「大麥、稗麥及小麦」を「及麥」に改める。

第十四條から第二十八條までを次のように改める。

第十四條乃至第二十八條 削除
第二十九條から第三十條ノ七までを削り、第三十條ノ八第二項中「米

麥等」を「米穀」に改め、同條を第二十九條とし、第三十條ノ九を第三十條とする。

第三十一條中「第八條ノ五ノ規定」を「第八條ノ四第一項若ハ第二項若ハ第八條ノ五ノ規定」に改める。

第三十二條第一項第二号中「第八條ノ四第二項」を「第八條ノ四第三項」に改める。

第三十七條中「第三十一條、第三十一條ノ二、第三十二條、第三十三條又ハ第三十五條」を「第三十一條乃至第三十三條」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ法人ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為当該業務ニ対シ相当ノ注意及監督ヲ盡サレタルコトニ付証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十八條から第四十三條までを次のように改める。

第三十八條乃至第四十三條 削除
附則

1 この法律の施行期日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 政府の買入れた麦（麦を加工し、又はこれを原料として製造した製品を含む）であつて政令の定めるところにより食生活改善の用途に供するために売渡すものについては、政令で定める期日まで、食糧管理法第四條ノ三第二項の規定にかかわらず、その売渡の予定価格は、農林大臣の定める価格によるものとする。

3 食糧配給公団の清算及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、改正前の食糧管理法の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

4 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「その売渡前」の下に「（その生産した大麥、はだか麥又は小麦について売渡を委託する場合には、その委託前）」を加える。

第十一條但書を削り、同條に次の一項を加える。

2 左に掲げる場合には、前項の規定は、適用しない。
一 もみ、玄米又は精米を政府に売り渡すため検査を受ける場合
二 輸入に係る農産物を政府に売り渡すため検査を受ける場合
三 政府の所有に係る農産物を政府に引き渡すため検査を受ける場合

○廣川團務大臣 食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、麦につきましてこれまでの供出配給制度を廃止することにも、統制廃止後の麦類の需給調整を行うため、新たな観点より、麦類の政府買入れ及び売渡しに関する制度を設けます。従いまして政府は、輸入食糧について政府がすべてこれを買入れられるほ

か、消費者価格の安定のため、内外麦の価格水準の調整上必要な限り、輸入補給金を財政支出する措置を講ずることといたします。内麦につきましては、麦の供出配給制度の廃止後におきましても、政府は一面国内生産の増強をはかることも、他面消費者家計の安定をはかる趣旨をもちまして、麦類の需給及び価格の調整をはかるための政府の買入れ及び売渡しに関する新たな方式について必要な規定を設けることとしたのであります。

その大綱について御説明申し上げます。まず政府は麦作経営の安定をはかる趣旨にかんがみて、農家に販路と最低価格を保証することとし、生産者または生産者の委託を受けた者からの売渡しの申込みに応じて、これに買い応ずることとしたのであります。

その場合の買入れ価格は農業パリティ指数に基いて算定される価格を基準とし、麦の生産事情及び米価その他の経済事情を参酌して定めることとしたのであります。

次に、政府が買入れた麦の売渡しにつきましては、需給の調整と市価の安定をはかるよう毎月所要量を売り渡すことといたしまして、その売渡しの方法は一般競争入札によるほか、流通の円滑、価格安定等をはかるため必要があると認めるときは指名競争入札または随意契約によることといたしております。

政府の売渡し価格については、消費者の家計費に對し、麦価が実質的負担増加とならないよう十分考慮して定めることといたしております。輸入麦につきましては、国内産麦と同一の価格水準で売り渡すため、輸入補給金を付す

か、消費者価格の安定のため、内外麦の価格水準の調整上必要な限り、輸入補給金を財政支出する措置を講ずることといたします。内麦につきましては、麦の供出配給制度の廃止後におきましても、政府は一面国内生産の増強をはかることも、他面消費者家計の安定をはかる趣旨をもちまして、麦類の需給及び価格の調整をはかるための政府の買入れ及び売渡しに関する新たな方式について必要な規定を設けることとしたのであります。

は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、お諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員 御異議なしと認めまして、さようとりはからいます。

○松浦委員 次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括議題といたし、昨日に引続き審査を進めます。質疑を許します。井上良二君。

○井上(良)委員 昨日に續いて質疑をいたしたいと思ひます。昨日、私は主として損害評価の適正化について質問をいたしました。私も、損害評価の適正化をやかましく言ひます。は、末端において突撃損害評価が広い範圍に行われて、突撃被害を相当甚大に受けております。農家が救済される道が非常に少ない。そこで、できるだけ集中的に被害農家を救済するという建前から、私どもできるだけだけ実情的確に把握するために、国庫から多額の補助助成がされております関係から、この点が特に明確にされなければならぬという事を申し上げて参つたのであります。たとえて言ひますと、昨年水稲の損害通知書は、当初九十三億圓に及んだところでありますが、その後の打合せでは、これが七十四億圓に減つております。約十九億圓も過大評価の損害報告がされておるのであります。そうして實際の打合せの結果が七十四億圓にな

つておる。この数字から見ましても、共済組合の各機関でいかに苦心を加えておるかということがこれでわかると思ひます。そこで損害通知書というものが、実際の損害評価となつて被害が確定するまで、まつたく書類審査の上で大半がきめられておるといふところから、こういうことになつておりやせぬかと思ひますが、こういう点を根本的に改めるようにしませんと、実際上は非常に過大な損害評価がされるのではないかと思ひますので、この点については、さらに政府としても十分対策を考へてもらいたいと思ひます。

次に伺ひたいのは、現在の一筆單位の損害の評価でさえ突撃に合はぬ評価がされておるといふことは明確でございます。それを今度試験的と政府は言つておられますけれども、現行の制度にはいろいろ欠陥があるといふところから、一つは被害農家の立場を考へ、一つはこの制度の運用の妙を得ようとして、農家單位に切りかへることにしたい。そうなりますと、損害評価をいたします上に技術上一層無理が生じて来やせぬか、こう考へますが、現在の一筆單位よりも、農家單位の方が實際は効果的になる、いろいろ面でもその方がよいという、その点についての説明をもう少しお願いをしたいと思ひます。

○小倉政府委員 損害評価の点から申しますと、一筆單位の場合と、農家單位の場合とを比べて、さほど違ひはないのではないかとおもうのであります。もつとも一筆單位の場合、一筆ごとにいろいろ調査をしなければならぬといつたよりなことがござ

ざいます。農家單位の場合におきましては、減收のものを調査する場合に、集團地がございすれば、それは比較的簡略にやれるといつた点もあろうかと思ひますが、評価技術自体については、さほど違ひが出て来ないといふふうに考へておられます。

○井上(良)委員 この一筆單位制度から農家單位にいたします場合のことを想像いたしますと、御存じの通り、被害といふものは大抵地域別に起つて来るのであります。農家の経営といふものは、どつちかといふと耕作面積が集中しておるといふか、そういう実情から考へまして、保険金の支拂いの面から考へまして、現行三割を二割の平均に落しておられますが、この二割に補償制度を押えたといふのはどういふところから考へておるのでか。農家の保険金受取りが、そうしてある方が農家の利益になるという建前から二割に押えておられますか、それとも国の保険金支拂いが、それによつて少しも楽になるという建前で、別な言葉で言つると、共済組合の赤字が少しも軽減なる、経営の面から二割で押えた方が共済組合の赤字が少くなる、そういう面から考へておられるのか、それとも農家の損害を少しもカバーしてやりたいという点から、従来の三割を二割に引下げておられるのですか、どういふ見地からこの二割という数字は出て来たのですか。

○小倉政府委員 損害が二割以上のときといふことにはいたしました。一つは損害の評価自体の誤差が一体どの程度であろうかといふ点、もう一つは道徳的な損害といつたものがある程度防止しなければならぬといつたより

な点からいたしました。どういたしましても一割から二割といつたよりな最低の限度を置く必要がある。そこで一割か二割、あるいは三割のどこに置くかといふことになりまして、これは損金の負担といふことに相関連して参ります。そこで若干の事例につきまして、私も調査いたしましたところによりまして、もしこの二割を一割といたしたといたしますと、補償の限度が非常に上つて来るわけですが、現在の一筆單位よりも補償の限度が非常に多くなるというところを考へますので、差当りは安全なところを見まして二割といふ線でもつて突撃をいたして参りたい、かように考へたのであります。

○井上(良)委員 そうしますと、そういう道徳的な考慮が拂はれておるといふが、保険制度の上で、道義上考へるというか、道義上考へるといふ言葉を私は初めて伺つたのですが、まことに農民の苦しい立場を考へられておる當局としては、この保険制度の建前上当然であろうと思ひますが、しかしそれは理論的にはどうも割切れないものが残るであろうと思ひます。なお共済金を八〇%に押えておられますが、どこにありませうか、どういふわけで八〇%に押えておられるのですか。

○小倉政府委員 この点は、今の何割程度以上の損害につきまして、石当りの金額のどの程度を補償するかといふことと、相関連いたしました。私が先ほど申し上げました補償の限界、すなわち損害が二割以上といふことでもちまして、石当り価格の八割以上といふことであります。一筆單位の場合と比較して補償の限度は一体どうなるであろうか、従つて損金の負担が一体どういふふうになるであろうかといふ点と、もう一つは、価格がたとへば八割といたしたとしても、補償の限度はかりに一割といたした場合には、一体どうなるであろうかといつたよりな点を考へておられます。一応八割といふふうには押えたのであります。そこでその八割がよいのか九割がよいのかといふ点になりまして、八割をとつたという理論上の根拠は必ずしもないの

でございますが、損金の負担といつたよりな点を考へまして、さういふ措置にいたしましたのであります。かた、現在の一筆單位は御承知の通り反当收量の約半分といふことにはいたしましたので、このたびの二割の減收以上につきまして、石当り八割といふことにはいたしました。六四%になりますので、この一四%だけは少くとも共済金額、すなわち補償の限度がある程度増加する。突撃段階ではこの程度でやつてみるのがよいのではないかと、いふふうに考へたのであります。

○井上(良)委員 今政府は、損害補償についての対象は主として收穫物の量的損害に對象を置いている。先般たしかアメリカの農務省のウイリアム・H・ロウ氏から共済制度に対して政府に報告があつた。その報告によると、政府は收穫物の量的損害のみならず、質の低下による農家の損失も補償すべしといふ報告がされておる。つまり收穫物の品質の低下による損害に対しては補償してやれといふ報告がされておる。あなたはいさゞ道義的、道徳上の見地から、また共済保険制度の設立の意義から、被害を受けた農家を

救済すると言われたが、道義上の同情心を持つていたあなたといたしましては、当然量の損害のみではなく、質的な農家の損害に対しても補償するの道を別途に講ずる必要があるかと考えますが、この点について何かお考えがありますか。

○小倉政府委員 品質の点につきましてはお話は事実その通りでございます。その点につきましては、品質の低下を突き詰めて考えれば、品質の低下というところによる損害も当然補償すべきものであるという事は言えると思っております。ただ今の段階といたしましては先ほども申し上げた通り、量的な減収自体もなか／＼厳密には評価することが困難であるという実情もございまして、今のところまだ品質の点につきましても補償ということについては準備が実は進んでおらないのであります。

○井上(農)委員 政府は毎年供米の割当をいたしまして買い上げます場合に、御存じのように一等米から等外米まで買い上げておる。そこで五等米まで買い上げるといふ実情から、相当悪いものが収獲されておる実情をよく御存じであります。この実情から考へて品質の低下したものを、どうして一体救済するかという道は、私は案外簡単にできはせぬか、こう考えますから、新しい制度の建直しにあつて、この質の低下による農家の損害に対して、どう損失を補償するかという新しい道を、ぜひこの際検討してもらいたいと思ひます。

その次に、これは他の人からもう質問があつたかもしませんが、共済金の支拂いの問題でございます。共済金の支拂いが非常に遅れております。ほんとはだだちに保険金がもらいたいのですけれども、支拂い基金の不足が原因をいたしまして、非常に支拂いが遅れておる。支拂い基金が不足をして遅れておるといふことが常によく言われておりますけれども、これは各系統の段階におきましては、金が入つて来てもただちに拂おうとしないというふうな弊害が至るところに起つておるのであります。この支拂い遅延は、支拂い基金が支拂われないために遅れておる。ところがいろいろ／＼な方法を講じて支拂いを開始することになつておるのに、農民に金が入つていないという地域が至るところに発生しておるのです。こういうことについて、一体政府はどういう監督をされておりますか。また政府では、たとえば昨年度の被害についての保険金はいつ手当をして支拂つたというところを、各県の共済組合連合会やまた単位の共済組合に対して、支拂い通知書を出したというところを通知いたしますか。そんなことは通達しないのですか。どういふことになつておりますか。その点を一応御説明願ひたい。

○小倉政府委員 共済金の支拂いの遅延というところにつきましては、二通り原因があらうと思つております。これはお言葉の中にも含まれてはいたかと思つておりますが、一つは従来特別会計に基金制度がございまして、連合会の段階にも基金制度がございまして、無理な操作をしなければ金が拂えないというところがございます。あつたのであります。幸ひにいたしまして、先般特別会計基金制度ができましたし、またこのたび基金法案が御賛成願へれば、基金という制度ができて、共済保険金の支拂いも遅延は、これほどまでのことはなくなるだらうと思つております。もう一つは、そういう事態になつて、実際金が来てるけれども、組合に懸つておつて、実際農家には行かないというところがございますが、これもいろいろ原因があらうかと思ひます。無理からぬ事情も突はあるのではないかと思つております。その一つは、多くの協同組合と共済組合は事務所が一緒であり、事務が兼任されておる。また組合も共通であるというふうな関係から、共済金が来ても、協同組合に対する債務の引当にするとか、あるいは農家が知らぬうちに貯金になつておるといふふうなことが突はあるのではないかと思つております。なお御指摘のようないかがわしいこともありはしないかというところを突は心配をいたしておりますが、そういう点につきましては、今後なお連合会ないし組合の監査指導というところを充実して参りたいと思つておりますし、そのための予算的な措置も二十七年度には講じております。さらに連合会ないし組合に対しましては、共済金は的確に組合に支拂ひように、農業者手形といったようなことに関係におきまして、共済金を協同組合に渡すという場合にも、その関係の書類を必ず御本人に渡すようにといったような指導をいたしております。

○井上(農)委員 農家が共済金を受取つたときに、受取証というものを共済組合はもちろに送らないのですか、その受取証と、共済組合と連合会との会計面の帳簿関係ですね、こういうものがどうもあなたの方で嚴重な監督がされてないやうな感じが言われておるのです。現に、名前をあげるのほがしいが悪いのですけれども、私どもの耳に入つておるところでも、数県にわたる警察が調べておる事実がある。また先般ちよつと申し上げました共済組合の会計検査に關して、その報告書の中にも、一年間に会計検査を受けた組合は全組合のわずかに一割にすぎない、しかも検査はわずかに三、四時間の短時間で行われた例があつて、組合の監督はまづたくなつてないということが強く指摘されておりますし、また組合の会計帳簿を検査するのに、わずかに二時間か三時間で全部が検査されるといふことは、大よそ人間の常識では考えられぬことです。いかにだらしない検査をやつておるかということがその国の人から指摘されておりますが、一体これの監督は、どういふやり方で、どういふ人を使つておやりになつておりますか、それをひとつ明らかにしていただきたい。

○小倉政府委員 共済組合の監督でございますが、連合会ないし共済組合といつたよりな段階についての監督が十分でなかつたという点は、御指摘のような点が突はあるのであります。協同組合制度と違ひまして、従前の必ずしも人間の数が多くなつたといふような関係が現在まで続いております。ございまして、それではいけないという点は私もまづたく同感でございます。幸ひ本年度は若干の人員増員もございまして、今後は相当程度やれるのではないかと、またそのための法律の一部改正をお願いいたしまして、異常な疑いがあるからといふことだけではなく、的確な検査が行われておるかどうかと、いふ観点からも監督のできる建前に、一部改正法の中で改正をいたしたいと存じております。何しろこの共済組合関係の職員は、従来府県庁では平均二人しかいなかったものであります。それも平衡交付金の中に入つたものとしての補助でございまして、県によつて人員の数もまち／＼でございますが、非常に不足な人員でございまして、この二人でもつてやることはどうして望み得ませんが、幸ひにして二十七年度は平均五人増員ができたので、これらの人々を大いに督促いたしまして、今後は監督という面についても十分配慮して行きたいと思つております。

○井上(農)委員 そうすると今までの検査はまづたくなかつたといふこととあります。できなかつたのに、そういう不確実な資料に基いて国庫がこれに多額の助成あるいは補助を出されておるのです。そういうことも、し事実ではそれはもつてのほかです。私ども今調べたところによると、政府の共済団体への助成、中堅職員養成教育費、各種補助金を合せまして、共済関係の事務諸費は、二十七年予算でもつて六百億出ておるのです。六百億の共済制度の諸経費のうち農家の受取ります分はわずかにその四割にすぎない。そうすると二百八十億を農家が受取つて、あとはほとんど事務系統の諸経費としてこれが使われておるわけですね。そんな膨大な金が、会計内容の監査も十分せず、調査もせず、この三年間まづたくなつたばかりで、赤字だからといふことで、金をつぎ込まれた日にはたまつたものじやないのです。現実にはほとんど監査

はされてない。ただ下の方から金が足らぬから出してくれ、補助金をくれと言うから出しておるのですか。その点はどうですか。

○小倉政府委員 従来監査がなかつたと申し上げたのではなくして、十分な監査をいたしますには、はなはだ微力な人員であつたということを申し上げたのです。なおそれから共済関係の事務費でございますが、御指摘の数字は私どもはちよつと了解いたしかねるのであります。これは数字のことにはわかりませんが、こちらの数字を御配付してもよろしゅうございます。

○井上(寛)委員 そうすると、この際伺いますが、共済組合関係の二十七年予算に現われております特別会計、同時に政府からいろいろ助成、補助その他関係の経費は何ほ出ておりますか。

○小倉政府委員 お手元に配付いたしております「農業共済保険実施に必要な経費」というのが本年度の予算でございます。かたが、昨年度の予算と対比してございます。数字は今年度の予算が百六億七千万円でございまして、そのうち国庫が約半分程度負担する関係といたしまして、共済金の国庫負担が六十億九千万円でございまして、それから特別会計の不足金補填に充てるものが七億一千万円。それからたまたまの事務費の問題でございまして、共済団体に対する事務費の補助が十八億九千万円でございまして、そのほか特別会計に家畜の関係の基金を設けるというのが三億でございます。大きなものはその次に基金関係におきます政府出資が十五億でございます。大体概略を申し上げます以上の上

うになつております。

○井上(寛)委員 この問題は農業共済制度の運営の上に非常に重大な問題を投げかけておりますので、私は政府の確信ある意見をただしたいと思ひますが、私の方が今出しました数字の上にも多少違うという政府からの話もあります。政府の説明しておる数字だけでは私どもが納得できぬ点もありますから、私の質問は本日はこの程度にして次会に譲りたいと思ひます。

○松浦委員長 この問題はきわめて重要でございますし、また発言の通告もまだかなり多いようでございますから、一通り審議が済みました後に、全委員懇談会というような機会を持ちたいと思つております。

ただいまの三案に対する残余の質疑は次会に続行することいたしました。本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時四十八分散会

(参照)

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十七年四月二十三日印刷

昭和二十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁